

令和6年度 (2024年度)	福祉事務所の取り組み実績
<所長の方針・考え方> ① 福祉サービスを必要とする方や、必要であると判断される方に寄り添い、様々な観点からもれなく個別に最適な支援を行うとともに、感染症や物価高騰等の影響により、生活に困窮される方の自立支援の強化に取り組めます。 ② 障害の有無に関わらず、また、世代を超えて誰もが健やかに生きがいを持って暮らせる支援施策の充実や環境整備に取り組めます。	
<部の構成> 障害企画課 障害支援課 生活福祉課	<主な担当事務> (1)障害者福祉に係る施策の企画、調整に関すること。 (2)障害者福祉に係る施策の実施に関すること。 (3)生活保護に関すること。

重点的な取り組み：グループホームにおける重度障害者受入促進

【施策シート：10—01】

グループホームにおける重度障害者の受入れを促す目的で、以下の取り組みを行います。

障害者福祉サービス就職センター（無料職業紹介所）や、グループホーム世話人養成及び確保・定着支援補助金の周知による福祉人材の確保、見直し後のグループホーム運営支援補助金による重度障害者の受け入れの拡充に取り組み、障害者が自ら生活の場を選択し、住み続けたいまちで住み続けられるよう努めます。

取り組みの成果を測る指標	令和6年度目標値	令和6年度実績
障害者が地域で共同生活するグループホームの実利用者数（一月あたり人数）	575 人	526 人

実 績	① 障害者福祉サービス就職センター（無料職業紹介所）の開設。 ② グループホーム世話人養成及び確保・定着支援補助金制度の運用。 <受講者：14 名> ③ 「枚方市グループホーム運営補助金」の見直し。 <補助実績額：31,890,000 円>
説 明	① 障害者福祉サービス就職センター（無料職業紹介所）に4名の就職相談があり、うち1名が就職につながりました。 ② 令和6年度の「グループホーム世話人養成研修」を開催しました。受講修了者の内、グループホームの世話人として就職した日から、半年継続して就労された方、及び就職した日から1年以上継続して就労された方に対して行う補助対象者は、いずれもいませんでした。引き続き、制度の周知を図り、世話人の確保に繋がるよう努めます。 ③ 枚方市グループホーム運営費補助金については、対象の拡大を図るため、重度障害者の入居割合を従前の8割以上から7割5分以上とする見直しを行いました。今後も事業所への周知を図り、補助金の活用を通じた重度障害者の入居割合向上に努めます。

重点的な取り組み：補聴器購入補助制度の拡充

【施策シート：10—01】

意思疎通支援を円滑に行うことができるよう難聴児に対する補聴器購入助成は、今年度から、学習支援や若者に対する経済支援の観点を踏まえ、対象年齢をこれまでの18歳未満（児童）から22歳到達年度末までに拡充したところです。制度の周知、利用の促進を図るため、助成対象者やその家族への周知に取り組めます。

取り組みの成果を測る指標	令和6年度目標値	令和6年度実績
18歳以上で補助の利用申請をした人数	5人	0人

実 績	① 軽度難聴者（児）に対する補聴器等の購入補助を実施。
説 明	① 令和6年度より従来18歳未満であった対象年齢について22歳到達年度末までの拡充を図り周知に取り組みました。しかしながら18歳未満の方に対して15人の交付実績がありましたが、18歳以上の方への交付実績はありませんでした。引き続き利用希望者が制度活用できるよう、周知に取り組めます。

重点的な取り組み：スポーツを通じた障害者の社会参加・交流促進

【施策シート：10—02】

障害者の社会参加・交流促進を図るため、関係機関と連携して「スポーツ講習会」を開催しています。誰もが親しみやすいeスポーツをはじめ、ウィルチェアスポーツ等ができる講習会を実施することで、障害のあるなしに関わらず集い、身体を動かす機会の創出に取り組んでいます。

取り組みの成果を測る指標	令和6年度目標値	令和6年度実績
スポーツ講習会の1年間の延べ参加者数	60人	58人

実 績	① スポーツ講習会を開催。 <令和6年7月27日eスポーツ体験会参加者20名> <令和6年11月9日車いすバスケットボール体験会参加者数13名> <令和7年1月27日ボッチャ&風船バレー体験会参加者数25名>
説 明	① いずれのイベントも障害のある人にもない人にもパラスポーツへの理解と共感を深めてもらう機会にするとともに、スポーツに触れるきっかけを提供することを目的に誰もが楽しめる参加体験型イベントとして実施しました。

重点的な取り組み：重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の拡充

【施策シート：10－01】

重度障害者の方が適切な入院治療を受けられるよう、意思疎通が困難な重度障害者の方を対象に、入院の際、本人が利用する指定障害福祉サービス等の事業者が本人とコミュニケーションをとることができる者を派遣し、医療機関のスタッフとの円滑な意思疎通を図る事業を実施しています。

今年度から、この制度が支援を必要とされている方の利用につながるよう重度訪問介護の利用者と行動援護サービス対象者に限定されている要件を一定緩和しました。今後において、対象者及び事業者等への周知に取り組めます。

取り組みの成果を測る指標	令和6年度目標値	令和6年度実績
1年間のコミュニケーション支援員を派遣した対象者数	6人	0人

実 績	① 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の実施。
説 明	① 令和6年度からは、利用実績はありませんでした。今後も利用に結びつくよう、周知に取り組めます。

重点的な取り組み：旧くすの木園の跡地活用

地域生活支援拠点を整備していく上で地域移行に向けた取り組みは必須とされており、旧くすの木園の跡地活用として、公募により民設民営での重度障害者向けグループホームに加えて、地域移行に資する社会資源の整備を行うこととしています。

事業者に対するサウンディング調査を行うとともに、整備に向けた土壌調査等に取り組めます。

実 績	① 旧くすの木園の敷地の土壌調査等を実施。
説 明	① 旧くすの木園の跡地活用の整備事業者の公募に先立ち、土壌調査を実施した結果、施設整備を阻害する要因は見つかりませんでした。令和7年度には、跡地を活用した重度障害者向けグループホームの整備運営事業者の選定に向けての公募を行います。

重点的な取り組み：医療的ケア児及びその家族に対する支援

【施策シート：15—01】

医療的ケア児等の通所先の確保、支援の強化を目的とした「医療的ケア児等通所支援事業」について、更なる制度周知に取り組み、看護師配置の促進を通じて、通所先の確保に向けた支援を行います。

また、社会参加の促進の観点から、大阪府の医療的ケア児支援センター等と連携し、成人も含めた幅広い支援ニーズの把握に努めます。

取り組みの成果を測る指標	令和6年度目標値	令和6年度実績
児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用する医療的ケア児等の実人数	60人	51人

実 績	① 医療的ケア児等の通所先の確保、支援の強化策として「医療的ケア児等通所支援事業」を実施。 < 1事業所に対して1,655,400円を助成、医療的ケア児を7名受け入れ > ② 医療的ケア児とその家族を地域で支えることを目的に「医療的ケア児等支援連絡会議」を開催。
説 明	① 医療的ケア児等が利用可能な児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所は限られているため、通所先の確保、支援の強化策として、新たに看護師を配置し、市内在住の医療的ケア児等を受け入れる市内の児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所に対して、看護師の人件費（日額上限9,300円）について助成を行う「医療的ケア児等通所支援事業」を実施しています。 令和6年度は、1事業所に対して1,655,400円を助成し、7名の医療的ケア児の受け入れに繋がりました。 令和7年度も引き続き制度周知に取り組み、看護師配置の促進を通じて、通所先の確保に向けた支援を行います。 ② 日常生活を営むため医療依存度の高い状態にある医療的ケア児とその家族を地域で支えることを目的に、関係機関による「医療的ケア児等支援連絡会議」を開催しています。 令和7年1月に会議を開催し、関係機関の連携強化を図るとともに、意見交換を通じて、必要な支援について検討しました。 令和7年度についても、社会参加の促進の観点から、成人も含めた幅広い支援ニーズの把握に努め、医療的ケアが必要な方の地域生活を支える施策について検討します。

重点的な取り組み：生活保護受給者等の自立支援

【施策シート：20—01】

生活保護法に基づき、主に稼働年齢層にある稼働能力を有しながら、就労に至っていない生活保護受給者及び保護申請者を対象者とし、就労支援員による求人情報の提供、履歴書の書き方や面接等のトレーニング、ハローワークへの同行、就労開始後の定着支援などの自立支援カウンセリングの実施や、求人と求職を効果的につなぐための求人開拓などの支援を合わせて行うことにより、世帯の自立の促進に取り組みます。

また、就労意欲はあるものの就労決定に至らない方や、就労が決定しても短期間で離職するなど、様々な個々の課題に対する支援が必要な状況があり、そうした課題解決に向けて今年度から令和8年度の3か年、PFS（成果連動型民間委託契約方式）を導入することで、民間活力が十分に発揮し、より就労支援の実効性を高める取り組みを行います。

取り組みの成果を測る指標	令和6年度目標値	令和6年度実績
生活保護受給者に対する就労支援プログラムの支援延べ回数	1,500回	1,551回
就労決定した者のうち、就労定着期間が3か月以上の人数、及び就労自立により生活保護廃止となった人数	60人	70人

実 績	① カウンセリング及び就労意欲喚起支援の実施。 ＜支援実人数 240 人に対して、就労支援プログラムの支援延べ 1,551 回のうち、カウンセリング 1,506 回、就労意欲喚起支援 45 回＞ ＜定着支援 延べ 827 回＞ ② 令和6年4月1日から令和9年3月31日の3か年において、生活保護受給者等就労支援事業にPFS（成果連動型民間委託契約方式）を導入。 ＜就労定着期間が3か月以上の方は46人、就労自立により生活保護廃止となった方が24人＞
	① 就労支援プログラムの支援延べ回数は1,551回と目標値を上回りました。 また、令和6年度3月時点で就職決定した132名のうち、令和6年度の定着支援の延べ回数は827回と令和5年度の460回と比較して大幅に増加しました。 令和6年度から定着支援の時期を当日、1週間後、3週間後、1か月後、2か月後、3か月後、6か月後に加えて4か月後にも行うことで支援回数を増やし、また、メールを活用した支援を新たに行いました。 次年度以降については、現状、就労支援プログラムの支援延べ回数と定着支援延べ回数ともに目標を超えているため、今後も同様に実施をしていきます。 ② PFS導入により、就労決定後の3か月定着及び6か月定着と就労自立により生活保護廃止となった場合について委託事業者へインセンティブ（成果連動支払部分）が出るようになったこともあり、定着支援に厚く支援を置きました。

	定着支援回数に関して、令和6年度からメールでの支援および4か月目の定着支援を新たに開始しました。これにより、支援回数が460回から827回に大幅に増加し、就労定着期間が3か月以上の者が46人、生活保護が廃止となった者が24人という結果につながりました。 次年度以降について、利用者の就労支援事業への理解を得る事に課題があり、職員のプログラムの理解を深める研修を行う事で、プログラムに安心して利用してもらうことに取り組み、利用者を増やし、引き続き就労決定者の増加と定着支援に力を入れ利用者の自立向上をめざします。
--	---